

原 政事記

南岳曰控御書  
陶字面已見其  
大方

教法問答

伯耆國 川合清丸 答辨

(第一章)或人間て曰政教の二ツの人間社會に  
最貴重ある者と承居候へども拙者不幸に  
して未教法の旨意を了せず遺憾も存候故  
逐條何度候先教法は何等の所より起原して  
何等れ所に成立し將何等の性質を具し候  
者哉此邊より承度候

答て曰御尤の御尋にて候兼て御承知れ通政府  
の國城控御致候者を政事と申教會の世を薫陶  
する者を教法と申候扱彼の政事ハ固より言  
待たず候へども人身の即有形体ハ安寧とするの法

教法問答

第一葉

政事成  
立  
政事性  
質  
教法起  
原  
教法成  
立  
教法性  
質  
政教相  
依

南岳曰自客入主

南岳曰其論

義より起原して各自々由<sup>て</sup>達せしむるに成立  
致候もれ故能々人身及附属の物品を保護して  
眼に見ゆる所の幸福を興へ申候是政事の性質  
と可申候「教法と恰其反對にて人性の即無形を安  
寧にするの主観より起原して安心立命せしむ  
るに成立致候もの故能々人性及附属の情欲<sup>を</sup>  
調理して眼に見へぬ所の幸福を興へ申候是教  
法の性質も有之候「叔斯の如く政事と教法とは  
全々反對の所より起<sup>り</sup>隨て「反對の性質を具し候  
へども凡肉体は靈魂に因て活動致靈魂は肉体  
を用て意を行<sup>は</sup>て魂相待て一箇の人を成し候ま  
と故政事と教法とも亦相依て離るゝまど能は

南岳曰主客並  
説

す相待<sup>り</sup>相助けて人間世界を成し申候「是故に國  
お善政有之候ども之よ對するの善教無之ども  
之眞の文明に進<sup>む</sup>候まど出來申すまじく候又善  
教有れども善政無ければ是亦同様の事にて眞  
の文明は善政善教相待て始て成立致候事と被  
存候是政教の偏廢すべからざる理由よて人間  
社會よ最貴重の品位を占め居候所以と存候  
(第二章)問て曰政教の起原成立及性質は粗  
了解致候其物たる斯く反對も有之候上は  
其權限も亦隨て區分有之事と存候是亦次  
手に承置度候

答て曰前述の如く政事は人身上に成<sup>り</sup>候もの故

政事權

教法權

權限類

其權力を身体上に止り候て無形の心思を支配  
 すること能はず故に既顯るゝの善事悪事を  
 賞罰して各處分を致候ふとは其職掌に候へど  
 も未發れ善惡に關涉するふと之權力の及ばざ  
 る所有之候「教法は人性上に成候もの故其權  
 力を心思上と止り候て有形の身体を支配する  
 ふと能はず故に未顯の惡心を禁遏し未發の良  
 心と發揮するふと其職掌に候へども既成  
 るの善惡を處置致候ふとは權力に及ばざる所  
 有之候」例せば爰に人を殺物に盜むと思想  
 する人有り然れども其證未嘗言に發せざる上  
 之政事にては之を法律に問て罪人に陥れ候ふ

權限侵

南岳曰學一隅  
讀者宜推及三

と能はず然る處教法にては其證未嘗外に露れず  
 候ども其事既に内にお動候上は靈魂の罪惡天帝  
 即天御疾く之を照覽し給良心即人の本性隨て之を  
 答めて決して無罪の人と認むるふと能はず之  
 に替て茲に人を毆打亂暴する者有らむと教師  
 直に見當候ども之を誠律に照らきて罪人に取  
 扱候ふと能はず警吏は容易に之を捕捉して其  
 罪を問可申候是政教權限の分るゝ所に有之候  
 然れば政事の權力過て無形の心思上お及候と  
 きは是教法の權内を侵候ふ可有之候又教法に  
 權力過て有形の身体上お及候は全く政事の權  
 内を侵候ふ有之候昔此權限の侵掠よりして世

政事區  
域之一

紛紜を起し候よと内外古今も其例少からず  
候是真正の權限は分明ならざるより生ずる所  
として全く眞理の開きざりし淺ましきと可申  
候

(第三章)問て曰政教の權限斯く相分候上の  
其行ゆる、所の區域も亦隨て區畫有之事  
と存候是亦次手も承度候

答て曰政事の固より人身上に起て君臣或は國  
民との約束上に行ゆる、者も候へば其約束  
のまゝに其國相應の法度典章を設けて國  
の人民を服従せし先若不軌の者有れば權柄を  
以て之を服役せしむるよと固より政事の本分

教法區  
域之一

政事區  
域之二

教法區  
域之二

よ候へども彼の約束外なる他國の人を従はし  
むるよとは出来不申候是政事の區域の其管轄  
内も限候所以も有之候「教法は之も異なりて無  
形の信仰上も行ゆる、者に候へば己が教育も  
從はず候とて權威を以て人を懾服致候よとは  
決して相成らず候へども苟も人民も信仰の心  
さへ有之候とて五大洲中差支候所は更に無之  
候然れば人も信教は心有之候限と悉皆教法の  
區域と可申候且又政事にては他人も關係せざ  
る舉動は假令善からぬ事と雖之を罰するよと  
能はず例を自分所有の動物を殺傷し教法も  
て之動靜云爲悉皆善惡を審判致候故他人に關

政事區  
域之三

教法區  
域之三

南岳曰至治可  
想

係無之事と雖天物を暴殄するの罪決して遁れ  
不申候「且又政事<sub>マ</sub>ては慈善の務を怠候とも之  
を法律に問ふ<sub>ム</sub>と能<sub>レ</sub>とす」を例せば貧困廢疾の者  
助<sub>ク</sub>教法<sub>マ</sub>ては苟も救ふべきの道有ながら坐  
視傍觀致候ては殘忍刻薄の罪決して遁れ不申  
候「凡此等の類一は免し一は罰し候<sub>ム</sub>と政事は  
人身<sub>ニ</sub>根據致候故に其區域の肉体<sub>ニ</sub>止り教法  
は人性に根據致候故に其區域の靈魂<sub>ニ</sub>係累す  
る所以に有<sub>レ</sub>之候是を以ても政教<sub>ニ</sub>あがら相須  
たずして<sub>ト</sub>至治の澤を施す<sub>ム</sub>との難き所以を  
御悟可被成候

(第四章)問て曰前詰に依て教法區域の政事

の區域よりも廣々して且深き<sub>ム</sub>とも政教  
偏廢すべからざるの理をも略了解致候乍  
併我が身上に就てつらく相考候<sub>ニ</sub>靈魂  
の一身の主宰<sub>ニ</sub>として五官の能川を統べ四  
肢百骸を使役して意の如くに働かせ候故  
に靈魂と身の本にして肉体は末なる<sub>ム</sub>と  
勿論の義と存候扱政事は其肉体上<sub>ニ</sub>行は  
れ教法の靈魂上<sub>ニ</sub>行くる、者なる<sub>ム</sub>と前  
に承候通なれ<sub>ハ</sub>教法の即本にして政事<sub>マ</sub>  
末なる<sub>ム</sub>と是亦勿論の義と存候且又人の  
一舉一動は悉靈魂の發動より起る<sub>ム</sub>と  
候へば靈魂さへ善道<sub>ニ</sub>安むずれば惡業と

天道觀  
法

末  
教本政

南岳曰天人同  
体

見むと欲すれども見るべからず然れば教  
法を以て靈魂を教化致候上は政事は無用  
と屬し可申候旁以て教法と本政事は未  
るの説動問敷と存候或と異論を可有之哉  
答て曰御尋の趣一應は尤と存候是と天道の觀  
法と申て即一種の見様には有之候然か云ふ故は  
人の靈魂は天の一大靈帝即天の一分子と候故無  
形にして靈妙不測なるまども亦同様と有之候  
是に因て靈魂を根本とし幽を以て顯を攝して  
理を説法を立つる者を天道の觀と申候教法家  
の説多くは之に基づき申候此見様にては教法  
は本にして政事は未なると勿論と有之候扱靈

魂なる者の形も無く影も無々眼に見るまど能  
とす耳も聞えまど能はず鼻も嗅ふこと能はず  
手も捉るまど能はず解剖者も驗するまど無く  
舎密家も量るまど無く有て無きが如く無々て  
有るが如く到底實驗の徴すべきもの無之候上  
の種々と論じ候ども畢竟幽界の沙汰にて顯界  
にて之を空論と申候唯身体は容儀視るべく  
動作驗すべく善行の自から善行惡業と自から  
惡業十目の視る所十手の指す所確實として懸  
ゆべからず故と之を標準として典章法度を設  
け違ふ者の賞し乖く者は罰し勸懲の典を眼前  
と行候とさし顯界は規則全く相立申候果して

地道觀法

末 政本教

南岳曰再取形  
魄靈魂說了似  
餘波而教之基  
源在此

然るときは政事よそ治世の大本なれ教法等は  
度外に置いて可然候「此論と地道の觀と申て亦一  
種の見様と有之候然か云ふ故は人の肉体は地  
の一大塊の一分子と候故有形として終始有る  
おとも亦同様には有之候是に因て肉体を根本と  
し顯を以て幽を攝して理を説き法と立つる者  
を地道の觀と申候政事家の説多くは之に基つ  
き申候此見様にてと政事は本にして教法は末  
なるおと勿論に有之候「斯く兩説互に反對して  
各一理有之候故孰れり是孰れか非と相考候處  
孰れも皆一端と偏またる見様にて完全の説に  
お無之候何如となれば靈魂の一身は主宰と相

違無之候へども肉体を離るれば游魂にして人  
よと無之候肉体は顯界の標準に相違無之候へ  
ども靈魂を失へば死骸として人に無之候然  
れば靈魂と肉体と附著して始て人とは申候夫  
人肉体有之候上は何如程教法を以て倡導致候  
ども必肉体の欲を縱とする者有之は肉体は欲と  
を達せむとく人の自由を妨害するは己が自由  
をの云ふ世に所謂私欲是なり是政事の無  
くて叶はざる所以に有之候又靈魂有之候上は  
何如程政事致以て勸懲致候ども必靈魂の欲を  
達せむとする者有之靈魂の欲とは十分は善行  
所謂天欲是なり是教法の無をて叶はざる所  
以と有之候是故と教法を以て靈魂の欲を導政

事を以て肉体の欲を制し政事は教法を助け教  
 法は政事を助弼政教相須て眞の文明成成立致  
 候之を人道に觀と申して無偏無黨の正しき見  
 様に有之候之を人道の觀と申す故に天は萬有  
 の父にして一切萬物資て以て始まり候へども  
 其氣下降して地に至るに非ざれば一物をも始  
 むるゑと無く地と萬有の母にして一切萬物資  
 て以て生じ候へども其氣上騰して天氣と接す  
 るに非ざれば一物をも生ずるゑと能はず其例  
 げば天氣の下降して地に至る者を養氣と云ふ  
 氣に地氣の下降して地に至る者を養氣と云ふ  
 中に入ると地熱に逢ふ者を炭氣と云ふ地中  
 伏して其質を變ずる者を淡氣と云ふ此四  
 氣の氤氳蒸する者悉此大氣に因らざるを  
 動植物の生育する悉此大氣に因らざるを

南岳曰其美與  
在一致

無し其他諸元氣の如きも天氣地氣の妙合し天  
 て其元を爲すは是と準へて思悟るべし天  
 地の二氣感妙合して始て此世界を成し此人  
 を成し候故に天道地道を參互錯綜し顯幽を貫  
 通して理を説法を立つるを人道の觀と申候  
 此見様にては政教の二は車の兩輪の如く鳥の  
 兩翼に如く陰陽の二氣の如く魂魄の二物の如  
 く是を輕重すること無きのみあらず互に助成  
 して其效と一致せしめ候ふを肝要と致候是  
 政教の相凌轢すべからざる所以と有之候

(第五章)問て曰政教の輕重すべからざる所  
 以の承知致候然るに世上無政事を可とす  
 るの論士は一人も無くして無宗教を是と



種 廢教論

南岳曰以下專論主

するの識者は往々有之候是の何等の感見  
候哉或の亦一理有之論候哉  
答て曰教法を度外に置或は廢棄するの論者の  
往々世に出候は固より一理有之事にて其論の  
原つ々所或は二種可有之と存候其第一種は教  
法と政事と替其效能を暗々の中に布候て成績  
の眼に立兼候もの故終に有て益無く無くて損  
無き者の様に思ふ人も有之候譬は春夏の陽氣  
は草木の爲には枝葉を長じ花實を結候故又最  
入用の物と思秋冬の陰氣と却て葉を墜去枝を  
稿し候故有て益無しと思ふも同様にて是は秋  
冬の眼に見ゆる所根柢を成長し意の著る

色 教法本

末 教法弊

南岳曰非知弊者不能護法

ざる所に樹幹を堅固にして隱然萌芽發生の地  
を爲し候よとを知らざる故に見識にて深く思  
とざるの誤と可申候其第二種は教法の效用を  
知ると雖傍其弊害を見て寧教法無きの勝れる  
よ若かずとの感覺を起したるよ有之候そもく  
教法と申す者は道德を生むの母にて世の道德  
の悉教法に基原致候者故一日教法を廢すると  
きは一日道德の根を枯らし申候若世は道德枯  
果候と何如なる緻密の法律と雖施すべきの  
地無之候然れども今眼を揚て古今の教法を視  
れを其弊害も亦多し試に之を教へ候ハ人を  
まて頑愚固陋に安ひせしめて智識開達之路を

塞ぐもの有、或之柔順卑弱に陥れて英斷果毅の  
氣象を失はしむる者有、或之專神佛の力を頼て  
人生の義務を缺がしむる者有、或之偏に死後の  
禍福を信じて生前に本分を輕むせしむる者有  
猶甚しきに至ては君父の大恩に背て己が信ず  
る所の神佛に媚ふる者有、時として國家の  
治安を害し候故政府不得止まて之を制すれば  
却て神佛の爲に死するを榮とし命を殞すまど  
辨る歸るが如く政府の權を以てすら之を禁制  
するまど能はざりしものと古來の歴史に往々相  
見え申候是識者が廢教の論を發する所以の一  
原因ふて其由來する所一日の故にあらすと説

存候尤右の惡弊とては教法の不完全なる所と  
り離出だし候ものにて完全の教法にハ尋々無  
之事に候處其弊害に懲て教法とさへ云へを完  
全のものとし難無用と見做し候と兼て人たるを  
惡て併せて露を遣さくるが如く未思慮の周か  
らざるの誤と可申候

(第六章)問て曰教法の弊害ハ拙者も實地目  
撃する所よて兼て歎息致居候抑箇様の弊  
害どもハ何等の所より流れ出さ候もの哉  
其因て出づる所を承度候

答て曰教法の弊害ハ教祖立教の不満足なるに  
起元して教師其教を尊奉するまどの宜きを得

弊害原  
因

立教未  
先

ざるに成就せりと欲存候先教祖立教は不満足なる所以を皇國へ行はるゝ所の教法にて申候は、神道は人の創立せし教に非ざれば是は希別よて其外の儒道にもあれ佛道にもあれ天主教希臘教耶蘇教にもあれ一道を開き一教を立て候教祖は實に非常の聖賢にして才を當時を厭倒し智の一世を籠絡し深く天運を察し俗人事を考へ世を憂へ時を傷て苦楚難難身命を惜まざる盛に其道を宣導して大に世道人心を教立て候へども何如せむ儒道と大成教候孔子は今明治十より二千四百三十四年前に支那に生れ佛道を開候釋迦と二千九百十年前或は云ふ

島の佛徒の年表に由るとるに印度に生れ天竺の二千五百年ばかりなりとるに印度に生れ天竺の教希臘教耶蘇教の教祖たる基督と千八百八十三年前に羅馬に生れ其の眞の道理の未全を開くべき氣運に向はざる時代に此世に出現し人々を候故脱離し候事どもの中は眞理を垂たる所も往々有之候是種々の末弊をもの洗れ出づる所の起元と存候乍併つらく天地の實運を察するに凡何物何事を問はず漸を以て進次を逐て開くるの造化の定則は候へば眞の道理も年所を歴世代を累ぬるの間は次第々々開行候筈にて數千年前の昔に全く整理せざりしは天運の當然に候へを立教の不満足なるを答む

南岳曰眞理眞  
旨爲教師者宜  
三復之

教師固  
三舟曰布教家  
頂上一針

三舟曰照應所  
第十三卷

べき筋と違も無之候されと其道を傳へ教を嗣  
候後の教師ども上と漸々開明と進むは天時を  
奉じ下は教祖が時世を救濟するの深慮を体し  
其至れる所勉まで之を宣揚して足らざる所  
之を補<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>れる所は之を改め世運と共に進<sub>レ</sub>人文  
と興<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>けて大に當世に裨益すべき襟袖躬盡  
力盡すべきの處大抵教祖の唾涎を舐<sub>レ</sub>精粕を嘗  
めて眼を範圍の外に回らし首を機軸の止に出  
だし候者無く徒に文字は面に拘泥し成<sub>レ</sub>り教末  
の驕に執著教居候故學術智識の漸々進歩して  
非常は高點を占め居候今日の世界は教法のみ  
は依然として舊日の地位に沈滞教居候のみな

南岳曰使讀者  
不覺頭低到地

らず流弊百出終<sub>レ</sub>る讀者に樂<sub>レ</sub>放せらるゝ立至  
候若今教祖を地下より呼<sub>レ</sub>起して教法の現況を  
一見せし先候ハ<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>悖涕泣して一ハ已<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>教  
の不満尾なりしめとを遺憾とし一は教師が身  
率の遺<sub>レ</sub>遺<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>しまとを隨<sub>レ</sub>責<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>すべきと存候

(第七章)問て曰教法弊害の因て出づる所を  
も粗承知教候乍併拙者思ふに教法とても  
學問中ハ一種に候へば世に學問の進むに  
連れて共に進歩致すべき道理と相考候然  
るに學問は非常<sub>レ</sub>昇進して教法は昔の地  
位<sub>レ</sub>沈滞<sub>レ</sub>居候とは何等の不<sub>レ</sub>衡<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>に候候  
其譯<sub>レ</sub>次<sub>レ</sub>手に承<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>候

南岳曰古昔  
教一教學一  
體故無區別  
今世導今人  
宜有此論

答之曰教法之一種特別に學問にて之を神學と  
も道學とも申候へども世間普通の學術とい其  
性質を殊よし候故進むも退むも之と關涉致さ  
ず候其異なる所以を申候とい學術なる者の天  
體學もあれ地質學にもあれ物理學もあれ  
總て有形の實物派仔細に吟味して其至理を研  
究するも起て實地の經驗も成就致すものに候  
故去年まで傳來の舊説と雖今年發明の新説出  
づれば順應して拘ると無く昨日まで普通の  
定論と雖今日精密の實驗論を得れば速に改て  
畜ひふと無し斯の如く進歩の路十分も開け居  
候故礎を踏て臺も登るが如く年々月々も歩を

進んで遂には高尚の地位を占むるの今日も立  
至申候彼の教法の如きは前に申述候通無形の  
虚理も成立致候もの故之を論ずるも風を捉影  
を捕ふる如くもて更に實驗の徵すべき者無之  
候に付後來の教師ども各教祖の説を墨守して  
之を以て規矩準繩として百般の道理を裁決致  
候故進歩の路斷絶して一步も先へ出るもと能  
はず是教法の豈日の地位も沈滞致居候所以に  
有之候叔斯の如く學術と漸々昇進して最高の  
地を占め教法は依然として最低の處も滞候に  
付高さ處より低き處を瞰下し候へば塵も芥も  
皆見ゆるが如く識者の眼もて教法中の誤見膠

教法醜  
体

南岳曰庸師頂  
針

三舟曰讀次章  
而知抑揚之妙

醜等比眞理に叶はざるものも明亮に相見へ候  
俄之世の識者ども或之其誤謬を辨駁して教師  
の眼目を覺さむと試み候へば教師は力を極先て  
奮説を回護し牽強傅會の説を設て其誤謬を補  
綴致候是所謂臭き物と蓋をするの詭て愚人  
の眼の或は瞞著せらるべく候へども識者は眼  
は決して覆ふと能はず宙に覆ふと能はざる  
のみならず益々醜体を現はし申候是方今の教  
法比下等社會に行はれて有識の人には放棄せ  
らる、所以に有之候斯の如きの教師は其教の  
爲と勉めたりと雖實は最後の引倒しと申候も  
のよて教祖且に對してと頗氣の毒の事に候箇様

の体たらくに候故昔は一世を靈活し萬姓を風  
靡するほどの勢有し教法も學術の進むと隨て  
漸々衰憊に赴候まど内外諸國の古今に徴して  
明かあるまど火を視るが如くに有之候

(第八章)問て曰教法と學術とを區分も粗了  
解致候因之拙者つらく按するに學術の進  
むと隨て漸衰へ候如き無氣無力の教法は  
到底政事と對立して効績を世に見むまど  
は萬々難き事に候へば寧ろ學術を盛にして  
正理を主張せ倘傍駁論攻撃を以て不完全の  
教法を撲滅致し恐人の惑を解弊害の根を  
絶了候方可然歟と存候此義何如可有之哉

用教學効

南岳曰分釐之差終致千里之謬好仁而不好學者可悲也學亦非古昔安得不膠乎

答て曰學術を以て教法に換ふるよと職者の間々發論する所に候へども甚不都合可有之と存候其故何如となれば學術と教法と性質を異にし候上は効用も亦隨て同じからず學術の智識を開達致候へども道德を發生するふと無く教法は道德を發生すれども智識を開達するよと能とず世に智識と道德と並進候はと喜をしまことと無之候へども道德廢れて智識のみ進候は誠と歎かはしきことの限に候何如とあれば世の佞者奸人を見らるべし大抵學術智識に富て道德を放棄するの人に有之候若道德を放棄致候ハハ智識の勝れ候者はと大なる禍毒を世

三舟曰所以徳育先于智育  
南岳曰退歩可恨

効教法効

と流し可申候昔より君父を鋒刃と苦しめ忠臣を縲紲と辱し先其民を塗炭に陥れ候なと其例少なからず是皆不學無智の人の爲す所と無之事を篤と御考可被成候上世は各國とも智識には乏く候へども概道德に富候故不文あがらせ無事と治まり申候中古より近世に至てハ智識大に進候へども道德却て退候故貴き智識も惡むべきの猜才狡智と變じ口には文明煇唱へ候へども畢竟表面の粉飾にて内部頹廢候へば年々月々に野蠻の風習に退歩致申候是他無し固有の教法學術の壓倒する所となりて其中に含蓄せる道德の効力を失しより由來する所に

之候今試ふ其効力は大器を擧げ候はゞ神道の  
神を敬、撲を重むして正直の行を導君を尊先を  
崇光て忠孝の誠を勵まし申候儒道は綱常を明  
うふしと人倫の大本を立て禮樂を誨へて人間  
の和協を誘、申候佛道の因果應報の法を説て慈  
悲善根の心を發し圓如法性の理を談じて解脱  
涅槃の悟を與へ申候天主教希臘教耶穌教等は  
天帝の寵恩に感じて他愛の心を起し基督の贖  
罪を信じて罪を悔行を改先申候されバ洗滌有  
と雖道德を亦含有するものと斯の如くは候處今  
洗滌を惡て之を換ふるに學術を以てするときは  
洗滌處て道德も亦廢れ一層慘然と社會と相

心 教根人

南岳曰眞教育  
趣亦從此處關  
得來

成可申候是誠と所謂角を直さむとて牛を殺す  
の譬とて甚不都合と存候且實地と就てつらく  
案するも別々其意を飽かしむるの教法無くし  
て固有の教法と一切撲滅致候とは到底相成  
らざる義と存候何如となれば人の靈魂は元幽  
界より出さ、顯界に來候物故顯界を去ては復  
幽界に歸申候然らば幽界と靈魂の故郷にして  
顯界の其寄留地に有之候依之血氣強壯の間は  
肉體の事務に紛れて故郷の事は打忘れ居候へ  
ども年老て前途窮迫お及候とか或は疾病災厄  
と逢ふとと総て憂苦煩悶の時に當ては必故郷  
の事を思出だして思慮を錯亂せしむる事人の



性分よて通るべからざる所に有之候此状を譬  
て申候は、皇國の一書生十年の學期を以て米  
利堅に渡航致候に學業勉強の間之何事も打忘  
居候へども若<sup>レ</sup>不聊<sup>レ</sup>悵鬱の時に逢は、郷國の事  
を沈思默慮して心を焦し情を傷ましめ可申候  
其時甲<sup>ハ</sup>人有て書生<sup>ニ</sup>諭<sup>シ</sup>候<sup>ニ</sup>子<sup>ハ</sup>は修學の爲<sup>ニ</sup>  
來航せし者なれを寄留中<sup>ニ</sup>唯學事<sup>ニ</sup>のみ心を  
用て故郷の事<sup>ニ</sup>斷して思出だすべからずと之  
を制し候<sup>ハ</sup>ひふ<sup>ニ</sup>定論<sup>ニ</sup>よて<sup>テ</sup>書生<sup>ト</sup>必之<sup>ヲ</sup>守る  
よと能<sup>ハ</sup>はず候<sup>ハ</sup>何如<sup>ト</sup>なれば胡馬北風<sup>ニ</sup>倚<sup>リ</sup>越<sup>ス</sup>鳥  
南枝<sup>ニ</sup>又<sup>ハ</sup>巢<sup>ル</sup>ふと申候如<sup>ク</sup>他國<sup>ニ</sup>在て故郷<sup>ヲ</sup>を懐<sup>ム</sup>  
ハ禽獸<sup>ニ</sup>すら通るべからざるが故に有<sup>レ</sup>之候<sup>ハ</sup>愛<sup>ニ</sup>

又乙の人<sup>ハ</sup>有<sup>ク</sup>書生<sup>ニ</sup>に申候<sup>ニ</sup>ハ余<sup>ハ</sup>は近頃<sup>ニ</sup>子の歸  
國<sup>ヨリ</sup>來航<sup>セ</sup>り先皇國<sup>ニ</sup>爲<sup>ス</sup>る<sup>ニ</sup>の<sup>ニ</sup>状<sup>ニ</sup>態<sup>ニ</sup>と云<sup>ハ</sup>子<sup>ノ</sup>  
父母兄弟<sup>ノ</sup>親戚<sup>ノ</sup>朋友<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>動靜<sup>ハ</sup>は云<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>傳<sup>ノ</sup>語<sup>ノ</sup>致<sup>シ</sup>意<sup>ハ</sup>  
云<sup>ハ</sup>々<sup>ト</sup>子<sup>ノ</sup>細<sup>ニ</sup>申<sup>傳</sup>へ候<sup>ハ</sup>は書生<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>中心<sup>ニ</sup>  
めて満足<sup>シ</sup>安<sup>む</sup>じて學業<sup>ニ</sup>に就<sup>キ</sup>可<sup>シ</sup>申<sup>候</sup>是<sup>レ</sup>教<sup>法</sup>  
を<sup>レ</sup>主<sup>ニ</sup>眼<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>も取<sup>リ</sup>別<sup>け</sup>佛<sup>道</sup>の<sup>ノ</sup>小<sup>乗</sup>の<sup>ノ</sup>事<sup>ニ</sup>は  
若<sup>シ</sup>も樂<sup>し</sup>特<sup>に</sup>に<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>故<sup>郷</sup>の<sup>ノ</sup>狀<sup>態</sup>を<sup>レ</sup>云<sup>ハ</sup>々<sup>ト</sup>  
事<sup>ハ</sup>なれ<sup>ト</sup>講<sup>へ</sup>候<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>故<sup>郷</sup>の<sup>ノ</sup>狀<sup>態</sup>を<sup>レ</sup>云<sup>ハ</sup>々<sup>ト</sup>  
方<sup>便</sup>な<sup>れ</sup>と<sup>講</sup>へ<sup>候</sup>て<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>故<sup>郷</sup>の<sup>ノ</sup>狀<sup>態</sup>を<sup>レ</sup>云<sup>ハ</sup>々<sup>ト</sup>  
詳<sup>細</sup>な<sup>れ</sup>と<sup>講</sup>へ<sup>候</sup>て<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>故<sup>郷</sup>の<sup>ノ</sup>狀<sup>態</sup>を<sup>レ</sup>云<sup>ハ</sup>々<sup>ト</sup>  
實<sup>情</sup>の<sup>ノ</sup>事<sup>ハ</sup>全<sup>く</sup>巧<sup>に</sup>氣<sup>味</sup>に<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>情<sup>ヲ</sup>に<sup>ハ</sup>投<sup>じ</sup>ら<sup>ざ</sup>る<sup>ニ</sup>  
尙<sup>此</sup>理<sup>ヲ</sup>を<sup>實</sup>地<sup>ニ</sup>に<sup>就</sup>して<sup>ハ</sup>申<sup>候</sup>ハ<sup>ハ</sup>廣<sup>く</sup>此<sup>ノ</sup>世<sup>界</sup>を  
古<sup>往</sup>今<sup>來</sup>貫<sup>通</sup>して<sup>ハ</sup>見<sup>渡</sup>し<sup>候</sup>に<sup>ハ</sup>上<sup>古</sup>は<sup>ハ</sup>上<sup>古</sup>相  
應<sup>後</sup>世<sup>ニ</sup>に<sup>ハ</sup>後<sup>世</sup>相<sup>應</sup>の<sup>ノ</sup>教<sup>法</sup>有<sup>之</sup>又<sup>ハ</sup>未<sup>開</sup>國<sup>ハ</sup>は

教不可

未開國の  
達し半未開國も達したる教法行れ候て無教法  
の世無教法の國は未嘗て無之候是等の事實を  
以て先教法の人性は狭くべからざるの理を御  
悟可致成候教法果して人性は狭くべからざる  
ときは辨論するの中々亦ふべき所は無之候若  
強て教法を以て撲滅せむとせらば道徳の意地  
を辨て弊害のみ世に遺候様相成らひも不可計  
も存候是情者が甚不都合可有之と御答申す所  
以に候

(第九卷) 爾て無教法の人性は狭くべからざる  
所以の理は論會得候候乍併指者新々考  
ふるも愚人の眼を覺し申さずして其の意

教法必  
要

現今教  
法

明も進候ふと相成間意と存候然るも御  
の如く諸人の信仰を助指致さず其儘に候  
置候てはいつまでも世運を進歩せしむる  
ふと説くざるべし是は何如置候て可然  
答て曰教法と靈魂の光なり光無くては體色を  
辨ずること能はず教法と靈魂の食なり食無く  
ては肢体を養ふふと能はず教法は靈魂の衣な  
り衣無くては肢体を保つふと能はず教法の靈  
魂の家なり家無くては肢体を安むすふと能  
はず教法は人性に缺くべからざること返す返  
すも如斯に候但し方今行とる、所の教法にて  
申候は、光を行燈の燈として未堂室を照徹す

教法問答

第十八卷

るに足らず食は菜蔬藜藿にして元氣を強壯に  
するに足らず衣は麻衣の粗織にして未備容を  
耐ふに足らず室の茅屋柴扉にして未備止に便  
とするに足らずさらばとて今其家を毀候は  
雨露霜雪を避くるよと叶はず其衣を制候とい  
風寒暑濕を避くよと離れず其食を奪候は  
飢を免るよと離れ必各難に疾に罹可申候又  
其光を滅滅候は  
暗黒の中途方に迷て雪凍可  
致候此四の事を戒律しては調應身体を保性命  
を存するよと能はず固有教法の攻取を以て  
すべからざるよと具々も如斯に有之候作供事  
屋は雨露を避け難候又寒暑を避難候に候候を

美田  
廣

南岳曰魯一變  
至于道

秀れ行燈は闇夜を照らすは未開の風俗にして  
開明の氣運にの相應致さず候故是非此陋風を  
一變せざるべからず即一變せむとならば別に  
堅固にして廣く夏は涼く冬は暖く棲止る便  
して且麗し居家宅を築て之に誘候は  
先を競  
ふて移らざる者の無之候又細くして煖に美  
しむ和らくなる衣服を作て之に給し候は  
歡  
て服せざる者無之候又味て口に甘く食て身の  
滋養となるの食物を調へて之に施候は  
喜  
食はざる者無之候又明かして鮮  
よ遠近を照  
して白晝の如くなる氣燈を制して之  
よ與へ候  
は  
欣て用ざる者無之候果して箇様に致候

教法問答

第十九葉

も彼れ茅屋は毀たずして自ら廢し弊衣を剝が  
ずしく自ら脱し蔬食は奪はずして自ら撤し行  
盤は斥けずして自ら遠さうり可申候是完全れ  
教法の今日に尤必要なる所以有之候此完全  
れ教法即眞教を創立するも非されを彼の弊害  
を去彼の蠱風煖脱して善教と一致し眞の文明  
を組織致候めとの相成間敷と存候

(第十卷)問て曰不完全の教法を廢すると完  
全の教法即眞教を創立するも非されば不  
可あるよと罷々了解致候然る上は眞教は  
何如致候の創立相成候事候此事委く永  
度候

見眞理漸

答て曰眼を閉て一年の年序を觀れば春去夏來  
秋往冬代寒暑互に交暖涼相移るの間に百物成  
長致造化斯も行れ申候天地の間も猶それ永  
き一年の如き故古往今來世代推移るの間も世  
運變<sup>仕</sup>遷し世運變<sup>仕</sup>遷するの間も眞理漸見はれ  
申候是造化の規則所謂一定の天理にして學術  
技藝を始め百般の事物漸を累ね次を逐て進歩  
せざるもけ無き所以有之候されば教法の如  
きも世々に開<sup>本</sup>筆々あ進むべきは理の當然よ  
有之候處前も申述候通諸教の教師ども教祖は  
雛形に固著して其外に脱出することを知らず譬  
ば支那婦人の脚を小沓の内に縛居して長ずる

立異教創

南岳曰是非易  
事亦不甚難

みどを許さるる故に終に歩行の自由を失ふ  
が如く植木師の松を小盆の上に屈曲し伸ぶるま  
どを妨ぐる故に終に棟梁の材を誤るが如く自  
ら盡自ら控へて漸次開進の天理を背候より今  
日の凌侮を招き道德衰憊の状を現し來候こと誠  
に慨嘆に堪ふ候因之只今謹て天の定則を遵  
奉し汎々諸教を跋渉して其教旨を圓融會通し  
斷去て拘泥執着著は舊套を破自他彼我れ私見を  
斥け天理を以て規矩とし公明を以て條例とし  
て其之を叶ふ者は収先乖く者と推缺けたる者  
の補疑はしき者と闕以て築先て大成致候は  
天理に合し人性に適し學術を暢達し政事を興

贊して道德を擴張し文明を組織する所の完全  
の教法始て開可申候若此法を擱て事を神宣  
佛託と寄せ或は夢寐恍惚の間と托し隱怪を以  
て教を立てむとするなどは拙者の知る所に  
無之候

(第十一章)問て曰諸教の萃を扱異と會して  
異教を創立するの御説は能會得致候但し  
拙者思ふに教法は無形の幽理に係候へば  
甲の異と想ふもの乙は却て妄と爲し乙の  
是と認むるもの丙は又之を非とし紛議錯  
出して統一すべからず此時に方で之を實  
驗と徴するの道無之候へば孰れか真孰れ

兄弟関

因 國 藩 原

南岳曰天下滔々

か妄到底判決すべからずと存候此條何如の御見込有之候哉

答て曰世の教法家を見るも翅も甲の眞と想ふ者乙却て妄と爲し乙の是と認むる者丙之を非とするのみならず己が教理は短き所の理を枉げて之を回護し其長じたる所をば力を極めて之を傲他の善き所の高閣に束ねて問ふも無く却て其短き所をば搜出だして之を駁し申候箇様の見識よでは一是一非到底判決すべからざるよと御見込の通に候乍併此惡弊の原因する所蓋三様可有之と存候其一之己を知て彼を知らず其二の少く彼を知ると雖私見を挟むに

南岳曰眞理

因て彼本色を見るよと能はず其三は本色を見ると雖負惜の心を抱て理を非に枉ぐるにて候抑々負惜の心抱て理を非に枉ぐる如きは極えて小人の爲す所にして己を欺き人を欺くの徒に候へば是は論舌も掛くるも足らず先彼の己を知て彼を知らざるの其實己を知らざるものよと憫むべきは徒に有之候其故は凡何事にても己が範圍外に出不申てと範圍内の眞面目を見るよとは出来ざる者にて候芭蕉が「子子や天水桶を二世界」と吟じ候の尤の諷刺にて子子も天水桶の内は蓋き居候間と居る所の天水桶なるを見るよと能はず候へども一旦蚊と化し

三番曰所謂覺  
悟中深睡自許  
之弊如此其大

一 數可歸  
理備二之

て後に回顧するときは始めて小よまて汚れた  
る桶中なりしよと相知れ申候是學問の機軸を  
出るよとを尤肝腎とする所以に有之候次に既  
よ機軸を出候とも私見を挟むときは亦本色を  
見るよと能はず譬へば青色の眼鏡を掛居候は  
い見る物悉青色を帯ぶるが如き若に候是學問  
の私見を去るよとを尤切要とする所以に有之  
候凡此三、其弊を去盡くして廣く諸教を見渡し  
候い、其本色と明瞭と相見え可申候、叔斯の如  
く明瞭と見渡し候上にて黑白を取別け候は、  
一定に歸するの期は必可有之と存候、其理を  
申候とい、人の肉體を有ま候故に回顧全く二途

南岳曰活眼可  
喜

に分れ居候へとも乍恐天帝の御上よては幽顯  
兼より貫通にて唯一筋の天理を以て御治光被  
遊候故に幽界の玄理は即顯界の實理にて顯界  
の實理以て幽界の玄理を徹すべく候、今や幸よ  
して學術盛よ進顯界の實理大に開けて殆造化  
の妙域を窺ふよ向居候に付其實理を標準とし  
て推て之を玄理に及びし引て之を實物と徹し  
廣く思、深く考へ候い、諸教の是非得失を決す  
るに之餘裕有るべく候、尙譬を取て之を申明、  
候は、宇宙間の實理は唯一筋よて世界よ漏淪  
致居候こと猶水の地中に浸潤して處として在  
らざるごと如きが如きよ有之候とれを各國の

教祖ども活眼を以て眞理の幾分を見認め之を  
 時勢に應じ邦俗に適して教を立て候故純雜各  
 件からず候と猶井の淺深地の膏瘠美惡に因  
 て水の味を帶、臭を帶、色を帶、重力を帶、帶て種々不  
 同なるが如くに有之候處々れ水斯く不同あり  
 と雖今器械を以て混雜する所の餘物を分泌致  
 候は、天下の水悉純乎たる一味の清水に歸し  
 申候各國教祖の脱々所純雜甚伴しからず候へ  
 ども實理學の分泌器械を以て之を泌別致候り  
 い純然たる一筋の眞理に歸するものと疑ふべし  
 筋は更々無之事と自ら信し自ら勉め居申候  
 (第十二章)問て曰各種教法の眞教は一歸す

へまの脱粗會得致候乍併拙者退て愚考致  
 候に皇國は萬世一系の皇統を奉するの國  
 にして萬國特別の國体に候へば其國教も  
 亦萬國特別の教法ならで、其はしからず  
 と存候然れば假令眞理を以て一定致すに  
 もあれ萬國普通の教法にて皇國に現て  
 は純熟教問敷と存候此條如何可有之哉  
 答と曰御尋の趣一理あるに似て大は然らずと  
 存候先皇國の國体と眞理と協たる建方と候哉  
 將垂たるは裁道徳を以て建てたる國体に候哉  
 將法律を以て建てたるにや若眞理と垂たる建  
 方と候い、假令開國以來の慣習ともあれ開明

皇國々南岳曰此章一  
 体編主腦

教法問答

第二十四章



禽獸世界  
三界與  
浮屠同字誤

の世運は逆て轉存するよと能とざるよと轉存  
の氷の夏陽は顯するよ異あらず候若又法律を  
以て建たる國体に候とい憲法改革の日にと如  
何様とも變換致可申候然れば區々たる國數な  
どの輕重すべき所あり無之と存候之に便して  
眞理は協たる建方に候い眞理の關をるまに  
益鞏固は相成道徳を以て建てたるに候は  
道徳は萬國に行はるゝと隨萬國學と之を教養  
仰慕致候機可相成候されば如何なる建方の國  
体なる候と論するよ當て先世界は品位と世間  
候拙者思ふに世界に三の等級有其下等なる者  
は情に任せて事を行智有る者は權謀を以て

法律世界

道德世界

利を逞ふし強き者は腕力を以て私欲を縱りし  
愚なる者と偽りれ弱き者の虐げられ同等は者  
は互に吞噬搏奪致候て上下安堵の必無し之を  
禽獸世界と申て尤恐むべく懼るべきの世界と  
す扱其中等なる者は憲法を立て、上下の凌侮  
を制し刑辟を設けて人民の非為を戒免暴虐の  
者は殊有邪曲の者の罰有善良の者の之に依て  
安堵するよとを得之を法律世界と申て先ハ依  
るべく願ひべきの世界とす扱又上等なる者は  
天理を明かよして之を遠とむよとを顯人性を  
究めて之を盡さむよとを務先上下相親愛志自  
他互に推讓して萬姓皆其業を樂百物各其所を

天祖教  
明

三舟日説出國  
體筆々有千鈞  
之力所謂亂臣  
賊子之畏者

得是を道德世界と申て尤安むすべく樂むべき  
の世界とす昔天照皇大神の皇國に君臨し給ふ  
や大に天理を遵ひ人性を盡させられ徳教と仁政  
とを以て蒼生を覆育遊ばされ且萬世を御明察  
在せられ候て資財無窮の神勅を下し一系萬  
世の國体を御建遊ばされ候より歴世の天皇天  
祖の緒を繼がせられ候て人民を愛撫し給ふと  
赤子に如し故に人民の天皇を尊戴し奉ると禮  
明の如く父母の如し是に由て愛敬風を成し教  
厚俗を化す之を君臣定まり無きの外國に比す  
れば亂日甚短く治平尤久しく人物悉く其徳澤に  
浴し申候是天祖建てさせらるゝ所の國体の最

前王不  
忘

徳廢書  
題

天理に協ふ所にして一系の皇統三種の神器永  
く天帝の體する所と爲て衆庶之を葵傾教候是  
皇國の道德世界と耻るまど無き所以に有之候  
降て徳川の季世と成も人猶尊王の心を存し候  
故爾府は皇室に不恭なるを見るや一舉して之  
を仆し大權を皇室に収め申候是全く聖澤人心  
に入ると深きが致す所にして猶道德世界の體  
風遺俗に候再降て近年に至ては歐洲の論說盛  
よ世お行はれ候て終は風土人情の嫌無く長  
短得失の擇無く唯彼に模倣せむとを是勉む  
是に於てか流風遺俗一變して法律世界の姿を  
成し申候扱道德の廢るゝや其害實に著く忽官

危殆困

南岳曰圓個愛  
三舟曰憂國之  
情溢紙與世之  
救家以現世爲  
大夢以後世爲  
樂國霄壤異地

民不和の不祥を醸え勢力相迫、陰謀相克たむと  
す是に因て黠才狡智は世を蓋し禮義廉耻は地を  
拂し申候故に方今の現状の外而は法律世界にし  
て内部は實に惡むべし懼るべき禽獸世界の風  
臭を帯び申候若し坐視して救はざれば必魯西亞の  
虛無黨と轍を同くし純乎たる禽獸世界に約製  
致可申候拙者嘗て樹の枯れたるものと見るに  
蓋其根より心に入れり鏡に國体の心と爲、道徳  
は根と爲て萬國に獨尊する所の者は開闢以來  
易らざるの大義に非ずや其大義の根を食、心を  
蝕せむとする者の禽獸世界の風臭に非ずして  
何ぞ斯の如き危殆困難の世の中、斯の如き至

嘗膳坐

至貴至重の大義を維持せむとと恰千金の寶  
玉を抱て盜賊は邑に住するが如く實に危懼戰  
慄の至に候若し萬々一此際を當て此大義を傷つ  
るまよと有之候とい我輩三千六百萬の兄弟等何  
の面目有て天祖以來覆育の徳澤を蒙奉る所の  
歴朝、天皇たちを拜し奉るべき哉又何の面目有  
て始祖伊弉册神以來覆育の徳澤に浴したる歴  
世の祖先に答すべき哉又何の面目有て子々孫  
々乃至千百世の遠裔に對すべき哉之を思ふ之を  
思ふときは我輩道徳を荷擔する者須、膳を嘗め  
薪を坐すべきの時節と存候、扱膳を嘗先薪に坐  
じて何等の業に從事すべき哉と申候に天理に

磐石國  
體

萬國仰  
慕

南岳曰能事畢  
矣  
三舟曰立志而  
不動所謂磐石  
國體亦自此志  
聯合之力成

合し人性に適し之を万国に布て道徳を興起すべし之を百世に傳へて文明を組織すべし公明正大の興教を創立して取敢へず彼の禽獸世界の風臭を一變し尋で法律世界を道徳世界に進めて國體を磐石とするに有之候尙尋では之を海外に弘通して幾百年の後にと各國の人に道徳世界の興樂を興へ終に皇國の大義の世界萬國の美事なりとて歎羨仰慕するまでに致度事に有之候扱此法を置てと他は道徳を興起するの道無之道徳を興起せずして大義を維持するの道は絶て無之と存候苟も世界萬國の美事たる大義を明かにせむとあらば世界萬國に慕ひ

所の道徳を興さしれば能はず世界萬國に慕ひ所は道徳を興さむとならむ世界萬國舉て奉ずる所の教法を開かざれば能とざるよし勿論の義と拙者の自ら信じ自ら勵居申候

(第十三章)問て曰興教を開て道徳興し以て大義を明かよし國體を堅くするの說委細承知致候乍併教法は政事と替權柄を以て人を服従せしむるよし能はざるものに候へば公明正大は興教を開候とも信ずる人おれ無きとさし開かざるを同様にて其効を見るよし覺束無くと存候或は人をし

て信せしむるの法も有之候哉

教行原

因 教体教南岳曰以二項  
為因太當

南岳曰不明死  
活之際安能成  
千古之美  
三舟曰重說布  
教者之流弊以  
應第六之答

答て曰教法の行はる、所以は二種の原因に係、  
申候二種とい眞理と至誠とにて候其内眞理は  
教法以上に存し候故之を教の体と申至誠は教  
師の上と係候故之を教の用と申候扱其眞理の  
教の体にして最重く候へども死物と屬し候故  
人を感動するの力と却て第二等と居申候至誠  
と教の用として体より固より軽く候へども  
活物に有之候故人を感動するの力と第一等に  
位し申候昔より天理に背人性に戻て所謂教体  
と失する所の教法の一時熾と行はる、おと有  
之候は其教師の自ら信するまど甚篤を身を委  
し命を授じて苦心盡力至らざる所無きが致す

体用兩南岳曰猶政教  
得相得

所と有之候此と反して天理と原づる人性と近  
をして必行とるべき教法の世に勢力を得ざる  
は全く教師の自ら信じ自ら行ふこと薄くして  
至誠足らず所謂教用に失するが致す所と有之  
候然るに今眞理を貫々の教法を開き加ふるに  
至誠餘有るの教師を得て事に實地と從所謂体  
用兩ながら得候は、船に順風虎に翼の譬の如  
く盛大の感動力を得て必上等の信士を林の如  
く輩出せむと疑ふべからずと自ら信じ居申  
候

(第十四章)問て曰体用兩ながら得るの眞教  
を以て上等の信士と鎔出せむとどの御説

南岳曰此問最緊

の如く可相成候へども皇國を道德世界と化するまとは畢竟言ふべからざる事と存候何如となれば眼を放て今の社會を見渡し候に中等以上の人には幾許も無之大概下等の人には有之候扱其下等人は物の理非正邪も不相分候上に先入の教法既ふ主と爲居候へば假令完全の眞教と雖容易に信す問敷と存候されば僅々たる中等以上の人を以て無數無量は下等の人に勝たむこと譬の家を焼くは大火に一杓の水を注ぎ石を轉すの洪水に隻雙手を以て堰くが如く勞して効無き義と存候果

乘可敵

して何如可有之哉

答て曰寡の衆に敵し難きと一應は御尋の如く思われ候へども物の功能は其物の精粗に因て其量の多少は拘らざるものにて候譬に金の小量なれども多量の銅に換はり將は一人なれども百萬の卒を指揮致候今一町村の人員何程有る哉を問はず假し一貫匁の重量を有せるものと定めて其町村を見廻らし候に器量徳望等一人よて五百匁乃至七百匁の重量を持つ人の有之候扱其五百匁の重量扱持つの人一人生死貳せず身を道德に任じ候はし其町村半分は道德に歸せりと見るも宜しく七百匁の重量を

南岳曰余平素  
不取與論公選  
之說蓋與人可  
斷凡庸尋常事  
不可決奇倚雄  
快之談也群雀  
之不可激孤軍  
固也

勢物散失

持つの人一人道徳に任じ候と。其町村七分と  
道徳を賜せりと見倣候も大早計は無之候何  
如となればそれ程の勢力を持ち候人の必それ  
程の事業を爲すものに有之候されば此理を以  
て天下に推及ほし候と。天下を善く致候を  
悪く致候も僅々たる中等以上の人にて無數  
無量の下等人は多くは其尾に附其成るを仰ぐ  
ものに有之候。御尋の水火の譬に御答申候は  
い火は初より家を焼申さず家を焼くに至候は  
木之を助け風之を煽にする故。有之候水之初  
より石を轉ばし用さず石を轉ばすに至候は支  
流之に注ぎ怒瀉之を激する故。有之候凡天下の

勢物聚得

物散ずるときは勢力を失ふ聚まるときは勢力を  
得ると皆此理の外ならず候例せば今の民權黨  
官權黨等の如きも初より勢力を有するものよ  
は無之二三の主唱者有之候て跋渉の勢を辭せ  
ず流離の苦を厭はず舌を爛らし筆を秃して朋  
を結黨を樹候より甲唱へて和し丙誘丁應じて  
各黨派の勢を社會に有するに至候。尤官民兩黨  
し候も此を斯く申述候とも拙者は之を稱賛致  
候も有之候。其權を得むに官權を有れば民權  
に奪はれ己の沙汰を得むに自官權を主張候と猶  
無之候。是を道の徳と世界に推譲するの間に各  
權の利あるも争の争ひに互に得らるべきに各  
も例にば政府の争ひに天の君を立つる身は爲  
らむとや思召さる候に遊ばされ人民は普天の  
權を暢達するに遊ばされ人民は普天の下

王土に非ざるを無く率土の王命を非ず  
 しとて左へて政府を率土の命を非ず  
 べしとて相成申候所尤官と候と各其間  
 分得議致候に尤官と候と各其間  
 黨の非議致候に尤官と候と各其間  
 國の權又民權の振重ざるを憂ふ所の民  
 權又民權の振重ざるを憂ふ所の民  
 主の張致候の偏重ざるを憂ふ所の民  
 元氣を培ふ可申候物元氣を培ふ可申候  
 とは道に興起す實に永遠の法に道興起す  
 候は道に興起す實に永遠の法に道興起す  
 期は道に興起す實に永遠の法に道興起す  
 任しては元氣自盛るに是力自ら道有之候  
 の如きも中等以上の信士輩各道徳は將師と爲  
 或は直接又或は間接に身を以て天下に率先  
 候は天下の人士等儼然として風の如くに靡  
 油然として雲の如くに興可申候其勢を養成し

歳月を積り世代を累ね候は、道德世界を化す  
 るとも疑ふべからずは、更に無之事と是亦確信罷  
 在候

(第十五章)問て曰、眞教を以て世界を道德よ  
 化するの御説反撥承知候候果して其計畫  
 の端を行われ候は、其時何如の結果を見  
 可申哉、承度候

答て曰、幾千百年の歳月を累ね幾百千萬の教師  
 の至誠を積り眞教を世界に擴充致候結果は即  
 道德世界となる有之候、其所謂道德世界とい  
 即天帝の御意の行はる、世界にて其御意とは  
 乍悉萬物各其所を得て生々化々の道を遂げし



南岳曰慈字義

ゆ給はむどの外の無之事は候就中人は萬物の  
靈として特に靈妙なる靈魂と奇巧ある肉体と  
を御賦與遊ばされ我々人も皆同様の事に候へ  
ば世界萬國の人々は貴賤老幼推なべて皆天帝  
の御愛子に候然れを各肉体の私欲を制して靈  
魂は天欲に遵貴は賤を矜賤は貴を敬老は幼を  
勞わり幼と老を扶けて更は疎隔は必無く權利  
と互に推譲し吉凶は互に慶吊し相親相愛し相  
和し相睦して毫も天帝の御意に背く事無く樂  
く世を渡るゝて有之候叔斯の如く天賦の儘の  
靈魂まで天意に儘の道を行互に親愛和睦致候  
と事と自他は靈魂交際は間に一種言ぬべから

滿然之三舟曰滿然之氣

氣說出一著超  
出孟柯浩然之  
氣而幽妙玄蘊  
殊有味

ざる微妙の氣を盡出致候之を名づけて滿然の  
氣と申候抑此滿然の氣なる者は此上を無き國  
家慈祥の氣にて甚天帝の御意に滿たせ給ぬ物  
な候故此氣家に滿つるときは其家必榮へ國に  
滿つる時と其國必隆盛な相成申候一家の事は  
衆人の知る所に候へば措て論せず今一國の上  
に於て其徴を擧げ候はれり古代皇國の風俗は大  
率温厚淳樸にして相信し相親し知らず識らず滿  
然の氣を合居申候然るに今の東山道の地方に  
蝦夷の人種蔓延し殺伐の氣を以て此氣を傷居  
候處景行天皇の御世より漸々東に斥けられ終  
に海外に退居せしが近年に至てはそれさへ保

南岳曰佳喻亦  
仁之方

つまど能えず年々月々又内地の人の移住する所と相成申候然るに移住する所の人種と極先く生殖も富土人種は甚生殖に乏しく候故將來又は孤島の一隅に僅く其種を存する許りに立至可申候是は皇國のみならず英米各國沙土人種等皆同様有之候斯の如く藹然の氣を含候者と漸々榮へ殺伐の氣を帶候者の漸々衰へ候と一は天帝の寵眷に係一は棄捐せらるゝに因るの證據にして其昭かあるものと明鏡を以て物を照すが如くに有之候されを此證を以て推考候ときは未倫理も知らざる所の野蠻の國と雖苟も藹然の氣を含候一族は自然と興殺伐の氣を

氣 救生祥

氣 政護祥  
南岳曰拈政事  
主客又備

果 政教結南岳曰何獨使  
堯舜擅名于上  
古

帶候部類の次第又衰へ早晚殺伐不祥の氣の迹を絶候様可相成と存候扱其藹然の氣を冥々の中又發生せしめて之を長養し之を擴充すると即教法の掌る所に候へども其生を傷ふ者を制し長養を妨ぐる者を罰し擴充を害する者を誅して之を昭々れ中又回護する者は政事の職とする所又候へも如何程興教を皇張致候とも興政の力を戮する無きと猶半身不隨の人の如く又て事業の好結果を見るを頗難事有之候若幸にして政教力を一致して事之に從候といふ百千年の後に此氣を以て全地球を包絡し國又風塵の虞無く海に風波の警無く兇暴

三舟曰末篇更  
留十分之餘地  
不敢逼迫以養  
氣之說了結全  
篇蓋異日開一  
大新教之階梯

の者は勢力を失、善良の者と幸福を得國々相親  
自他相愛して億萬の生靈と卑々たる道德の中  
に歡娛悦樂致候様相成可申候是眞政眞教一致  
する所の結果も有之候穴賢

明治十六年二月廿五日大坂の旅寓にて筆記  
す

明治十六年五月二十一日出版御届

(無定價)

著者

島取縣平民

川合清丸

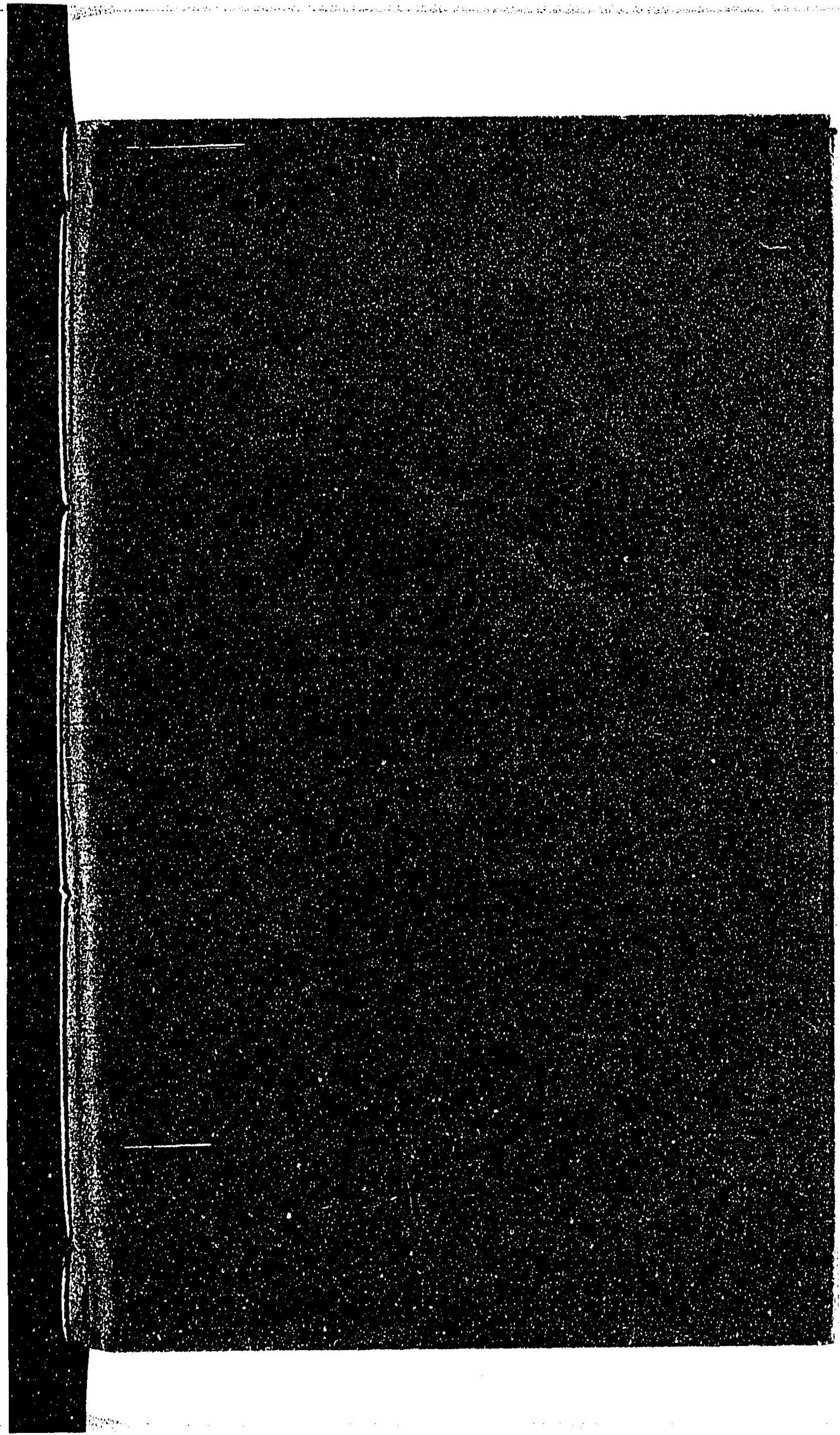
大坂府東區大手通三丁目四十七番地村上蘆方寓居

島根縣平民

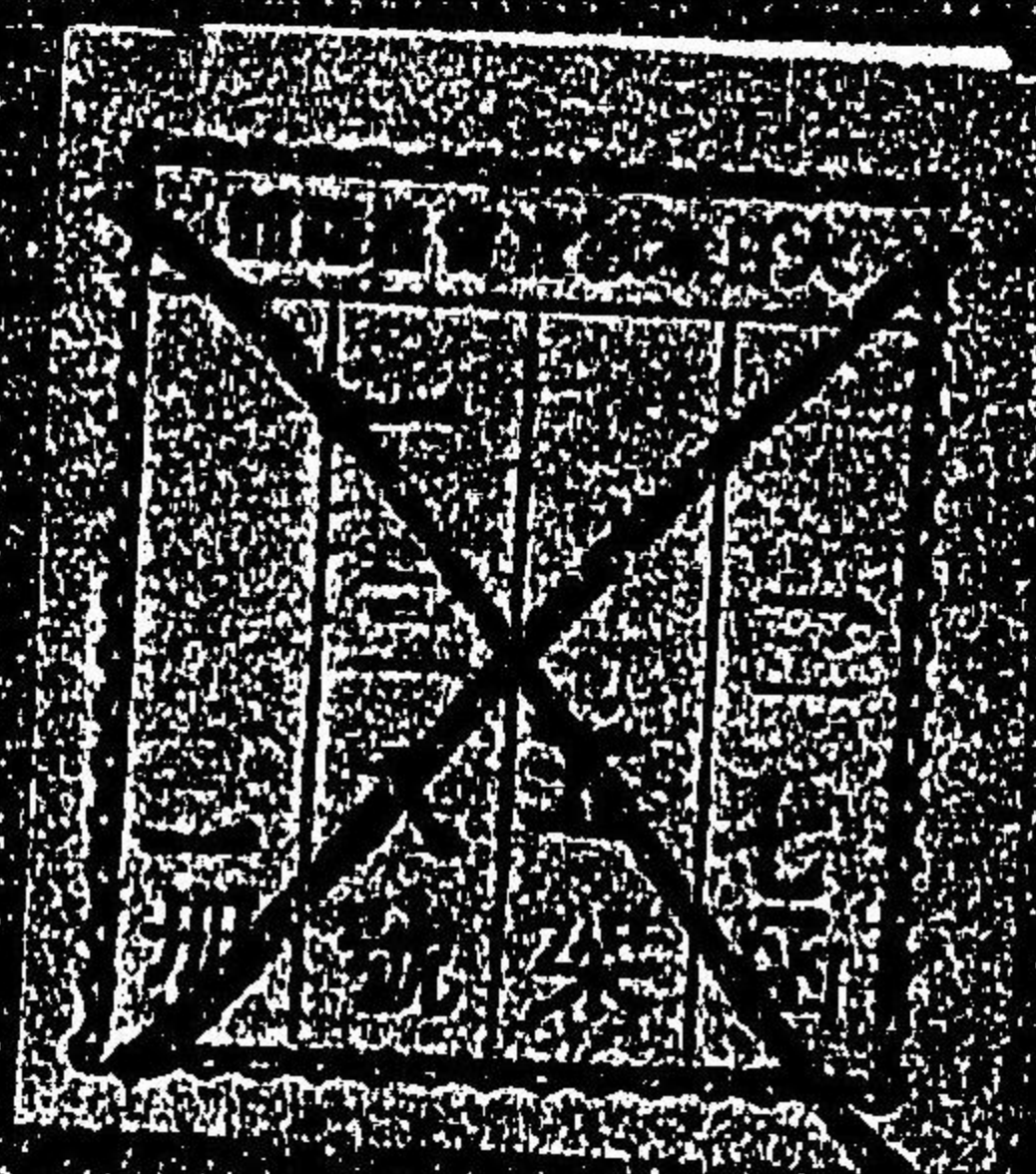
石橋孫八

大坂府西區土佐堀二丁目十一番地奥田常造方寓居

出版人



特36  
573



013954-000-9

特36-573

教法問答

川合 清丸/著

M16

ABB-0195

